

## 2 平成25年度の事前審査に係る試掘・確認調査の概要

### (1) 正尺A遺跡 第16～20次調査 (2013105・2013116・2013151・2013172・2013173)

所在地 新潟市北区葛塚字正尺3071番3 (2013105)、葛塚字正尺4770番1外 (2013116)、葛塚543-1外 (2013151)、葛塚4745 (2013172)、葛塚4689-1外 (2013173)

調査の原因 倉庫建設 (民間事業・2013105)、個人住宅建設 (民間事業・2013116)、集合住宅建設 (民間事業・2013151)、歯科医院建設 (民間事業・2013172)、宅地造成 (民間事業・2013173)

調査期間 平成25年4月22日 (1日間・2013105)、6月20日 (1日間・2013116)、8月29日、9月12・13日 (3日間・2013151)、10月9・10日 (2日間・2013172)、10月10・11・23日 (3日間・2013173)

調査面積 15.3㎡ (調査対象面積99.0㎡・2013105)、18.0㎡ (調査対象面積230.0㎡・2013116)、42.9㎡ (調査対象面積706.0㎡・2013151)、22.7㎡ (調査対象面積543.5㎡・2013172)、50.9㎡ (調査対象面積1,515.8㎡・2013173)

調査担当 朝岡政康

処置 慎重工事

調査に至る経緯 平成25年度は5件の試掘・確認調査を実施した。第16～18次が正尺A遺跡、第19次が正尺A・B遺跡、第20次が正尺B遺跡としての調査であった。これらの調査の結果、正尺B遺跡が正尺A遺跡に統合される形で1つの遺跡となる予定である。

第16次：倉庫建設に伴い平成25年4月4日付で提出された『文化財保護法』第93条の届出を受け、平成25年4月19日付で着手報告を提出し、確認調査 (2013105) を実施した。

第17次：個人住宅建設に伴い平成25年6月18日付で提出された『文化財保護法』第93条の届出を受け、平成25年6月18日付で着手報告を提出し、確認調査 (2013116) を実施した。

第18次：集合住宅建設に伴い遺跡の広がりを確認するため平成25年8月26日付で着手報告を提出し確認調査 (2013151) を実施した。その結果を受け平成25年9月26日付で『文化財保護法』第93条の届出が提出された。

第19次：歯科医院建設に伴い平成25年10月1日付で提出された『文化財保護法』第93条の届出を受け、平成25

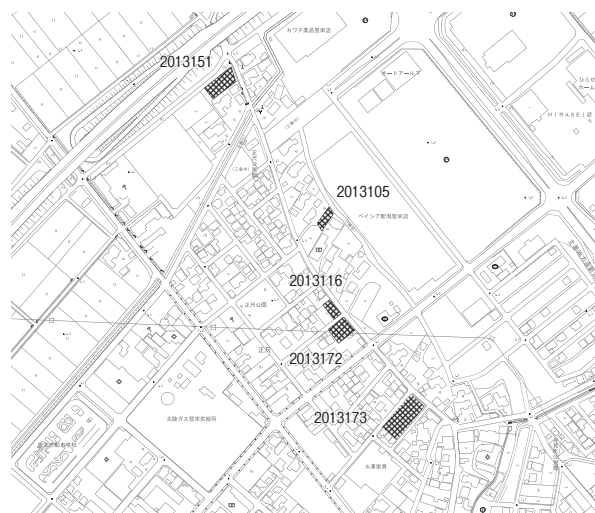


図1 調査位置図 (1/10,000)

年10月4日付で着手報告を提出し、確認調査 (2013172) を実施した。正尺B遺跡としても調査を行っており、その結果、正尺B遺跡の範囲が拡大し、正尺A遺跡と接するようになった。

第20次：宅地造成に伴い遺跡の有無を確認するため平成25年10月4日付で着手報告を提出し、試掘調査 (2013173) を実施した。調査の結果、正尺B遺跡の範囲が拡大した。

位置と環境 正尺遺跡群は地点によって正尺A～D遺跡として周知化されている。いずれも自然堤防 (新砂丘I-3) 上に立地し、遺構確認面の標高は約1.5mを測る。これまでの調査成果から、古墳時代は新潟シンボ編年〔滝沢2005〕6・7期にはほぼ限定される集落と考えられている〔土橋2006〕。

検出遺構 基本層序については、Ⅲ・Ⅳ層が古墳時代の遺物包含層、Ⅳ層上面が古墳時代の遺構確認面である。Ⅴ層は第20次調査2Tで弥生土器が出土しており、弥生時代の遺物包含層と考えられる (図2)。

検出遺構は表1の通りである。第18次調査の2T壁面で畦畔の可能性のある高まりが認められ (図2)、水田の存在が推測される。また、第19次調査では、1・2Tで土坑状の落ち込みが壁面で確認された (SX1・2)。SX1覆土からは古墳時代前期の土師器片が出土した。第16次調査では、Ⅲ層を遺構確認面とする川跡が検出された。川跡からは近世陶磁器がまとまって出土した。第17次調査では、Ⅲ層を遺構確認面とする溝が検出された。溝からは近世陶磁器が出土している。

出土遺物 試掘・確認調査5件における出土遺物の総数は表2の通りである。このうち遺存率の高い遺物を中心に図化した。なお、正尺A遺跡の本発掘調査では近世陶磁器がまとまって出土していることから〔尾崎2001〕、

本書においても出土した近世陶磁器の一部を掲載した。以下、調査別に報告遺物について記す。

**第16次調査（1～6）** 1・2は1TのⅣ層、3・4は1Tの川跡2層、5は2Tの川跡3層、6は1TのⅢ層出土である。

1は甕の口縁部で、端部は面取りされている。2は小形壺の体部である。器面の磨減が激しく調整は不明。内面に粘土紐の接合痕が確認される。3は磁器椀で、波佐見系に属すと考えられる。外面には草花文が染付される。高台接地部には砂粒の溶着が認められる。18世紀代。4は素焼きの焙烙で、外面にスガが付着する。5は磁器の皿で、蛇ノ目高台が付く。底部外面の見込みに渦福をもつ。肥前産で、時期は19世紀初頭に位置づけられる。6は砥石である。平面形は長方形を呈す。下面以外の5面で線状痕などの使用痕が観察される。長さ8.0cm、幅2.8cm、厚さ1.9cm、重さ90.5g。石材は安山岩。

**第17次調査（7～11）** 7・8・10・11が1TのⅢ層、9が1TのⅡ層出土である。7は直口壺の口縁部で、頸部から下を欠損する。口縁端部は尖り気味に収まる。内外面とも赤彩が施される。外面は縦位、内面は横位のヘラミガキが確認される。8は有段口縁壺の口縁部である。9・10は甕の口縁部。口縁端部は丸く収まる。11は近世陶器の鉢である。片口鉢の可能性もある。口径は19.3cmを測る。底部内面の一部には重ね焼き時に生じたと考えられる粘土の付着が観察される。

**第18次調査（12～14）** 全て1TのⅢ層出土である。12は器台の脚部と推測する。ハの字状に開く形態である。外面はヘラミガキ、内面はハケメが認められる。13は東海系高杯の杯部と推測する。復元口径は18.0cm。口縁端部は尖り気味に収まる。内外面にヘラミガキ調整が施される。14は甕の口縁部である。口縁端部は外に短く屈曲して張り出す。頸部外面にハケメ調整が認められる。

**第19次調査（15～19）** 15・18・19は1TのⅢ層、16・17は2TのⅢ層出土である。15は壺の底部と考える。胎土は長さ0.5～2.0mmほどの長石・石英・各種岩石のほか雲母を含む。18・19は外面に「縹目」をもつ土器であり、RL原体を用いて縦位に帯状縄文が施文される。18・19とも焼成不良のため、黒褐色系の色調を帯びる。胎土は長石・石英のほか各種岩石を含むが、いずれも長さ0.5mmほどの微細片である。雲母は認められない。なお、両者は焼成・胎土とも類似しており、同一個体の可能性がある。16は東海系高杯の杯部と考える。内外面ともヘラミガキ調整が行われる。口縁端部は丸く収まる。17は甕の口縁部である。口縁端部は丸く収まる。

まとめ 取扱いについては、遺跡への影響が大きいと

考えられる部分については協議を行い工事計画の変更を行ったため、各工事ともに遺跡への影響が少ないと判断し、慎重工事としている。

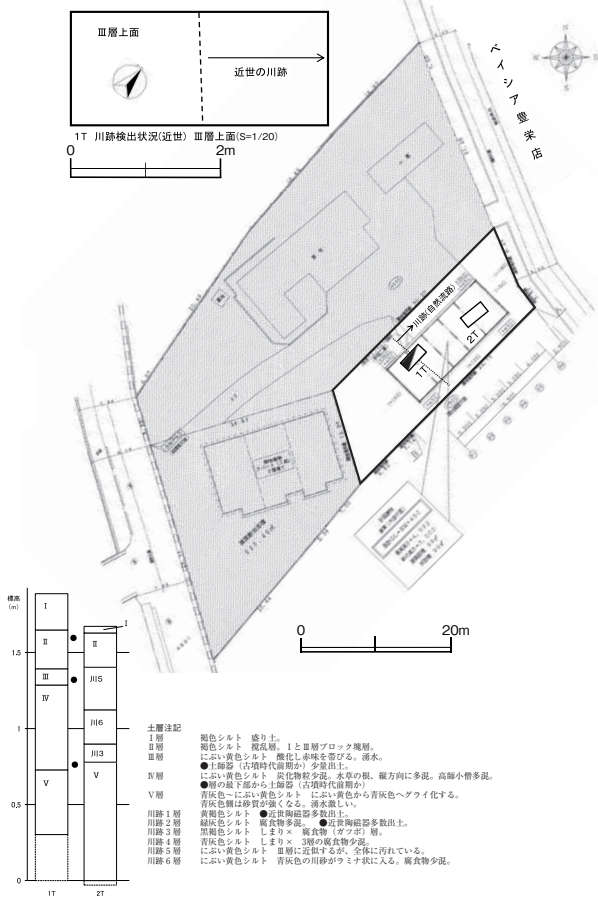
出土遺物は細片が多く時期比定が困難なものもあるが、総体的にはこれまでの調査成果と同様、新潟シンポ編年〔滝沢2005〕6・7期を中心とする時期と考えて良いであろう。また、近世陶磁器は18世紀を中心とする時期が主体をなし、正尺A遺跡の本発掘調査の成果〔尾崎2001〕と共通した内容といえる。

注目されるのは帯状縄文を有する土器（18・19）である。1TのⅢ層からの出土である。縄文施文の特徴から、続縄文土器と判断される。15を含め、同層から出土した遺物は古墳時代に限定され、これまでの調査成果をあわせると、新潟シンポ編年6・7期を中心とする時期の可能性が高い。周辺で続縄文土器が出土した遺跡は、南東約1,100mの新潟市北区椋C遺跡と南南東約1,100mに位置する同葛塚遺跡があるほか、南東約2,200mには阿賀野市腰廻遺跡が存在する。椋C遺跡は正尺遺跡に比べて古相の土器が主体をなし、新潟シンポ編年2・3期及び4・5期以降の土器が出土している。また、続縄文土器は後北C1式末～C2-D式と一般的な後北C2-D式土器がある〔滝沢2014〕。葛塚遺跡の続縄文土器は、一般的な後北C2-D式土器と理解されており〔前山2002〕、新潟シンポ編年4・5期から中期前半を中心とした在地の土器が出土している〔滝沢2014〕。腰廻遺跡の続縄文土器は一般的な後北C2-D式土器とされ、弥生時代後期から古代の土器が出土している〔滝沢2014〕。

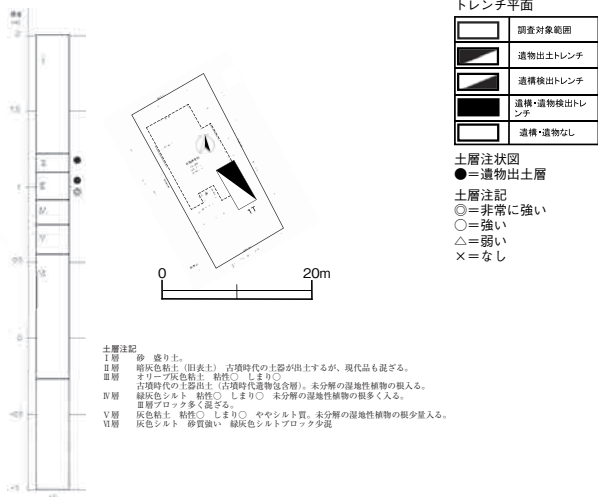
なお、正尺遺跡群ではこれまでも縄文施文土器が報告されている。加藤学氏は、正尺C遺跡第2次調査（2000005）で出土した縄文施文土器について天王山系と捉え、この系譜にある縄文施文土器が新潟シンポ編年6・7期まで残存する可能性を指摘した〔加藤2011〕。正尺C遺跡は18・19出土の調査区から西に約600mの場所に位置し、地点を異にする。また、正尺C遺跡で報告された縄文施文土器の中に18・19のような帯状縄文は確認できない。

県内の一般的な後北C2-D式土器の分布は旧福島潟周辺と角田・弥彦山麓に限定される〔前山1999・滝沢2014〕。今回、新たに正尺A遺跡で続縄文土器が確認されたことで、弥生時代の終わりから古墳時代にかけて、旧福島潟周辺が続縄文土器分布の主体をなす〔滝沢2014〕ことがより鮮明となった。旧福島潟周辺の地域性はもとより、東日本の古墳時代像を考えるうえで重要な資料といえよう。続縄文土器については、新潟県教育庁文化行政課滝沢規朗氏からご教示頂いた。（相田泰臣・金田拓也）

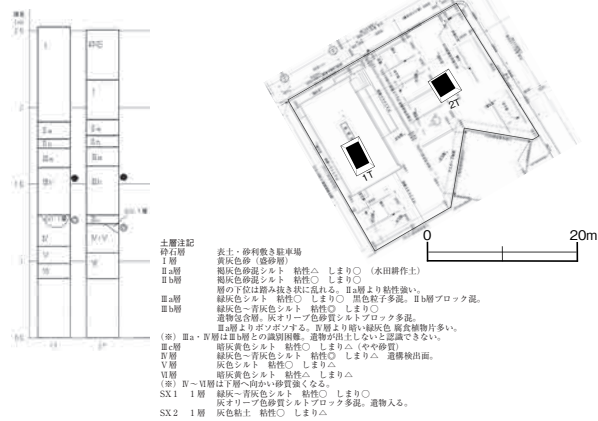
第16次 (2013105)



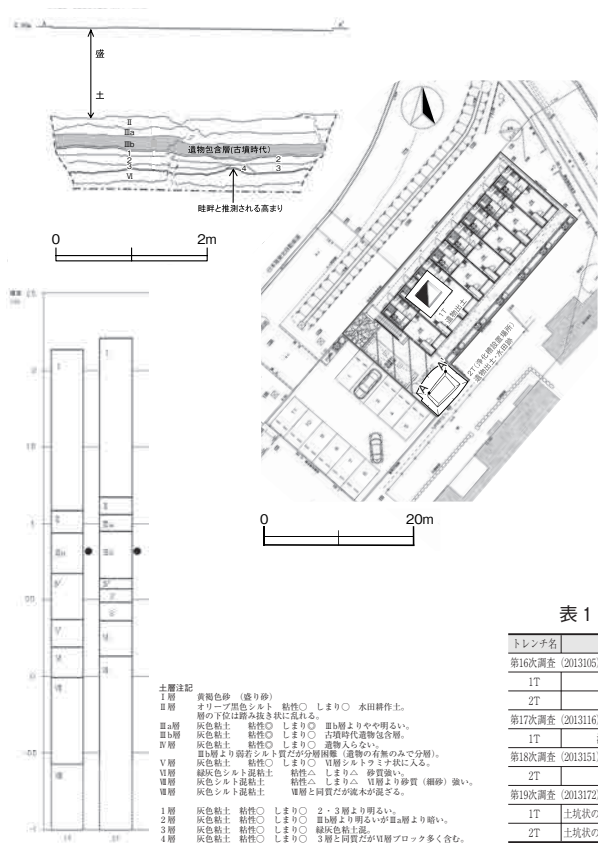
第17次 (2013116)



第19次 (2013172)



第18次 (2013151)



第20次 (2013173)

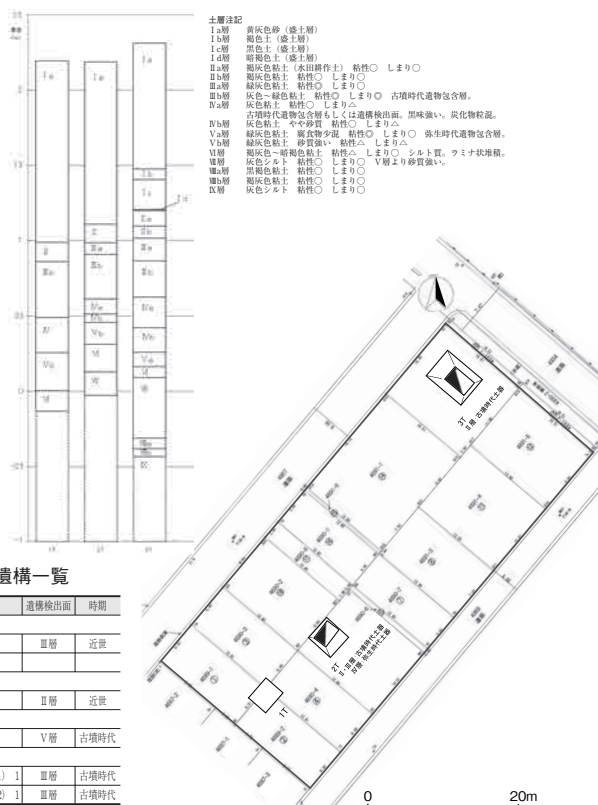
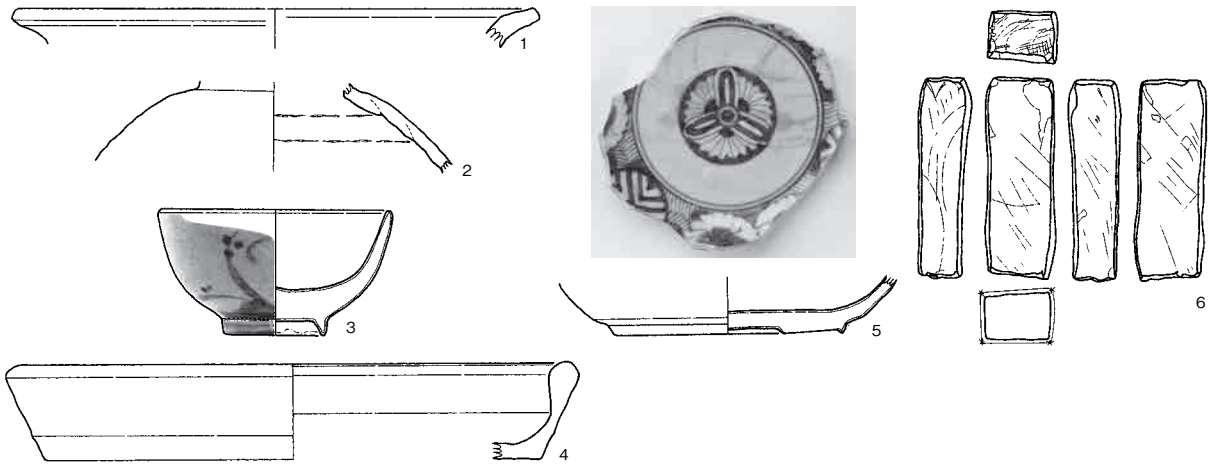


表1 検出遺構一覧

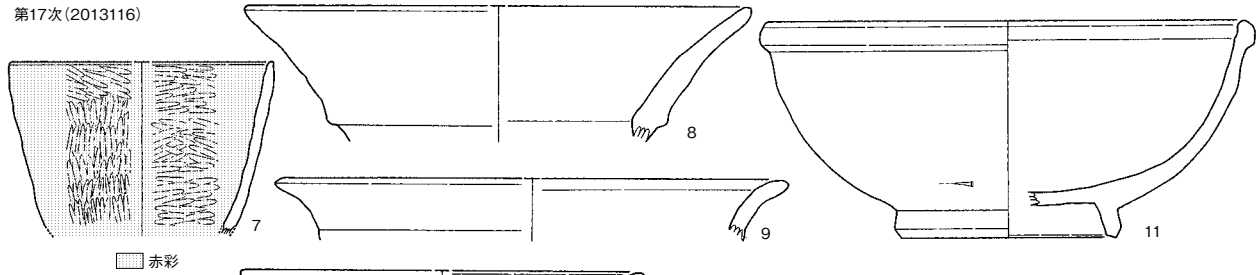
トレンチ名	遺構	遺構検出面	時期	
第16次調査 (2013105)				
1T	川跡 1	Ⅲ層	近世	
2T	川跡 1	Ⅲ層	近世	
第17次調査 (2013116)				
1T	溝状遺構 1	Ⅱ層	近世	
第18次調査 (2013151)				
2T	畦畔? 1	V層	古墳時代	
第19次調査 (2013172)				
1T	土境状の落ち込み (SX1)	1	Ⅲ層	古墳時代
2T	土境状の落ち込み (SX2)	1	Ⅲ層	古墳時代

図2 トレンチ位置図(1/100)・土層柱状図(1/50)

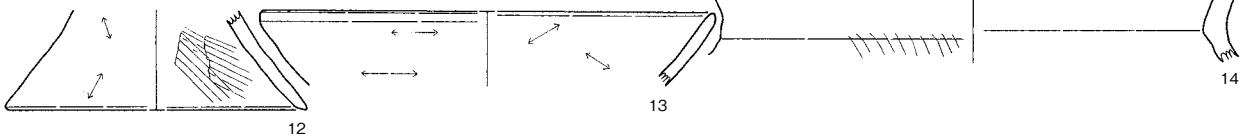
第16次(2013105)



第17次(2013116)



第18次(2013151)



第19次(2013172)

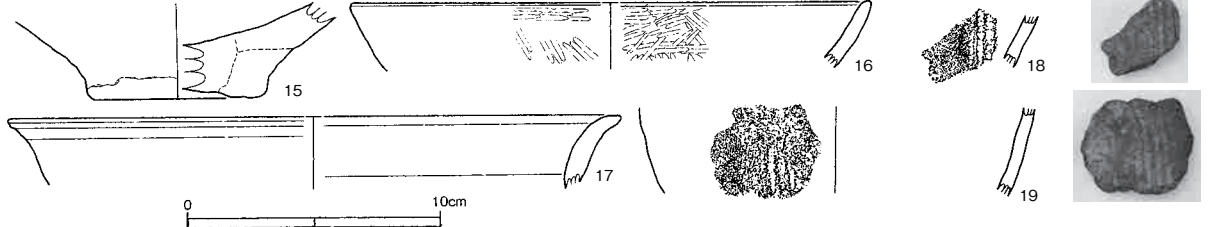


図3 遺物実測図(1/3)

表2 出土遺物一覧(数字は破片点数)

トレンチ名	出土位置	弥生土器	土師器(古墳)	統縄文土器	近世土師器・陶磁器	石製品	木製品
第16次調査(2013105)							
1T	II		2			1	
	III		15			4	2
	IV		25				
2T	川跡2層		2			42	2
	川跡3層					5	
合計			44			52	2 2
第17次調査(2013116)							
1T	I		34			1	
	II		23				
	溝		2			4	
合計			59			5	
第18次調査(2013151)							
1T	II		97				
	I					3	
2T	II		79				
	I						
合計			176			3	
第19次調査(2013172)							
1T	II		212				
	SX1.1層		2				
2T	II		44	2			
	I						
合計			258	2			
第20次調査(2013173)							
2T	II		10				
	III		1				
	IV		1				
	II		1				
3T	II		2				
	I						
合計			13				
総計		1	550	2		60	2 2

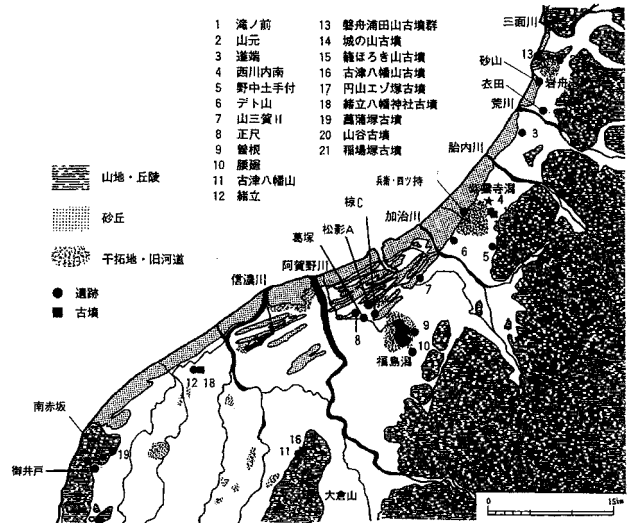


図4 阿賀北を中心とした弥生後期～古墳前期の遺跡(滝沢2014)

(2) 下郷南遺跡 第1・2次調査 (2013106・2013152)

所在地 新潟市江南区横越中央四丁目3986番1外  
調査の原因 宅地造成 (民間事業・2013106)、  
個人住宅建設 (民間事業・2013152)

調査期間 平成25年4月30日、5月1日、6月3～  
12日 (8日間・2013106)、  
平成25年8月28・29日  
(2日間・2013152)

調査面積 199.04㎡  
(調査対象面積3,386.57㎡・2013106)、  
18.0㎡  
(調査対象面積304.91㎡・2013152)

調査担当 朝岡政康 (2013106)、  
諫山えりか (2013152)

処置 工事立会

**調査に至る経緯** 下郷南遺跡は、宅地造成に伴う試掘調査 (第1次調査) によって発見された遺跡である。

平成25年3月11日に江南区建設課より歴史文化課に遺跡の有無について照会があり、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しないが、その有無を確認するため試掘調査の実施等について協議が必要と回答した。これを受けて、江南区建設課が事業者へ回答し、事業者より埋蔵文化財の事前調査についての依頼があり (平成25年4月30日付)、着手報告を提出し (平成25年4月30日付)、試掘調査 (第1次・2013106) を実施した。

4月30日・5月1日の試掘調査では、1～8 Tを設定した。この調査により新遺跡の存在が明らかとなったが、遺跡範囲や内容が不明確であった。このため、事業者との協議を行い、未調査の部分について樹木や家屋を撤去後に追加調査することにした。6月3～12日に9 T・10 Tを設定し、追加調査を行った (2013106)。その後、『文化財保護法』第93条の届出が提出された (平成25年6月25日付)。上記の第1次調査の結果、開発範囲のほぼ全域が平安時代、鎌倉～室町時代、近世初頭の集落遺跡であることが判明した。遺跡名は小字名の「下郷」を冠し、既存遺跡名との重複を避け「下郷南遺跡」として周知化した。

第2次調査は、個人住宅建設に伴って8月28・29日に実施した確認調査である。『文化財保護法』第93条の届出が提出され (平成25年7月29日付)、これを受けて着手報告を提出し (平成25年8月28日付)、確認調査を実施した (2013152)。第1次調査時には建物等があり、試掘トレンチを設定できなかった地点であり、建物撤去後に3×3 mのトレンチを2か所設定した。



図1 調査位置図 (1/10,000)



第1次調査10T全景 (南から)



第1次調査SX22完掘状況 (西から)

**位置と環境** 下郷南遺跡は、阿賀野川左岸の自然堤防上に位置する。現在の阿賀野川河口から約13.8kmの地点である。標高は約3.9～4.5mを測り、南から北に向かって低くなる。

**検出遺構** 第1次調査では10か所のトレンチを設定した。調査対象面積に対する調査面積は約17%である。基本層序は、I～VII層に分層し、III層は細分できる。I層：表土・畑耕作土・盛土、II層：にぶい黄褐色シルト、III

a層：褐灰色シルト、Ⅲb層：灰黄褐色～にぶい黄褐色～青灰色シルト、Ⅲc層：黒色～黒褐色～オリーブ黒色シルト、Ⅳ層：黄褐色シルトである。Ⅲa層が遺物包含層となる。遺構確認面はⅢb・c層、Ⅳ層の3面ある。Ⅲb（中世上面）・c（中世下面）層は中世の遺構確認面であり、Ⅳ層が古代の可能性が高い。中世上面と下面には大きな時期差は確認できない。また、調査中はⅢb・c層上面での遺構確認が困難なため、Ⅳ層上面で遺構確認を行った。

検出した遺構は3Tで溝(SD)1条、6Tで溝1条、9Tで井戸(SE)1基、10Tで井戸3基(SE8：中世下面、SE9：中世下面)・土坑(SK)3基・溝2条(SD3：中世下面、SD18：中世下面)・ピット(P)14基(P6：古代、P30：中世上面)・性格不明遺構(SX)2基(SX11：中世上面、SX22：中世下面)である。

井戸の底面標高は9T(SE2)が1.5m、10T(SE8・9・13)が2.2m前後である。北側の9Tの方が低く、地形の傾斜に一致する。

10Tから大形の性格不明遺構(SX22)が確認されている。SX22の8層からは多量の中世土師器が出土した。SX22の中世土師器のほぼすべてが8層からの出土である。完形品に近いものも多いことから、意図的に廃棄されたと考えられる。

第2次調査では2か所のトレンチを設定した。調査対象面積に対する調査面積は約17%である。基本層序はⅠ～Ⅵ層に分層でき、Ⅳ層は細分できる。Ⅰ層：盛土、Ⅱ層：淡灰褐色粘土、Ⅲ層：灰褐色粘土、Ⅳ層：暗灰色～黒褐色粘土、Ⅴ層：青灰色シルト、Ⅵ層：灰褐色粘質シルトである。Ⅲ層が遺物包含層であり、Ⅴ層が遺構確認面となる。検出した遺構は性格不明遺構2基、ピット1基である。

**出土遺物** 出土遺物の種別と点数は表1のとおりである。

第1次調査(2013106)では、土師器(古代)、中世土師器・陶磁器、近世(以降)陶磁器、石製品、木製品が出土した。このうち、85点を掲載した。土師器は6T・

8T・10Tで、中世の遺物は1T・3T・5T・6T・9T・10Tで出土している。

10TSX22の黒色灰層である8層より出土した中世土師器について特筆する。出土した中世土師器はすべてロクロ成形底部ヘラ切りによるものである。この技法は阿賀野川以北の特に南部域に分布する。下郷南遺跡では、図7-17のように底部切り離しに使用したヘラの木目が顕著に残るものが目立つ。類似のヘラ切り痕は新発田城跡堀2出土の中世土師器に見ることができる〔鶴巻ほか1997〕。SX22より出土した中世土師器の法量は、大中小の3法量に分けられる。法量分布図を図2に示した。小が最も多く(65.2%)、大はごく少量である(2.2%)。また、分類に当てはまらないものが1点ある。各法量は大：口径13.8～14.0cmで器高3cm弱、中：口径11.2～12.8cmで器高2.3～3.5cm、小：口径6.4～8.3cmで器高0.9～1.5cmである。これらの法量は二ツ割遺跡SD1113出土のヘラ切り中世土師器と近似する〔水澤2005〕。これらを勘案すると、下郷南遺跡出土の中世土師器は新発田城跡堀2と二ツ割遺跡SD1113と同時期に位置付けられ、14世紀代のもものといえる。これまで、ロクロ成形底部ヘラ切りの中世土師器は、阿賀野川以南でも少量出土しているが、主に阿賀野川以北に分布が限られていた。しかし、阿賀野川以南の下郷南遺跡から一定量の出土したことにより、分布域の広がりが確認できた。

第2次調査(2013152)では、土師器(古代)と中世土師器、近世(以降)陶磁器、石製品が出土している。

**まとめ** 第1次調査(2013106)では、一括性が高く、遺存状態も良好な中世土師器が出土した。今後の当該周辺地域での編年研究に活用できる資料であると評価できる。

試掘・確認調査後の開発行為に対しての取扱いに関して、「新潟県発掘調査の要否等の判断基準」に拠ると、道路部分については、原則として本発掘調査を実施し、記録保存の対象とされている。今回の開発行為に対しても本来ならば、本発掘調査の対象となるが、協議開始日から工事開始日までの期間が短く、本発掘調査を実施する猶予がなかった。このため、追加の試掘調査である9T・10Tの調査をもって道路部分の記録保存に代え、これ以外の道路部分については工事立会として取扱った。宅地造成地縁辺の擁壁部と排水路については、面積が狭小であること、宅地部については保護層が確保できることから、新潟県発掘調査の要否等の判断基準に拠り、いずれも工事立会(2013250)として対応した。

第2次調査(2013152)については、個人住宅であることから、同判断基準に拠り、工事立会(2013264)として対応した。(相澤裕子)

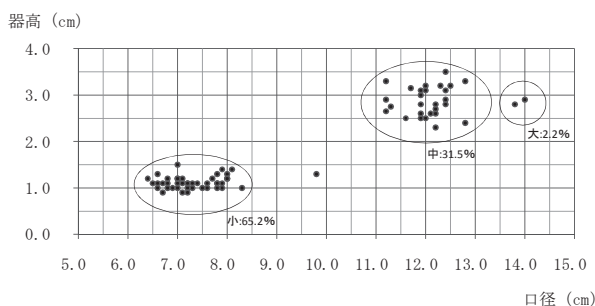


図2 第1次調査SX22出土中世土師器法量分布図

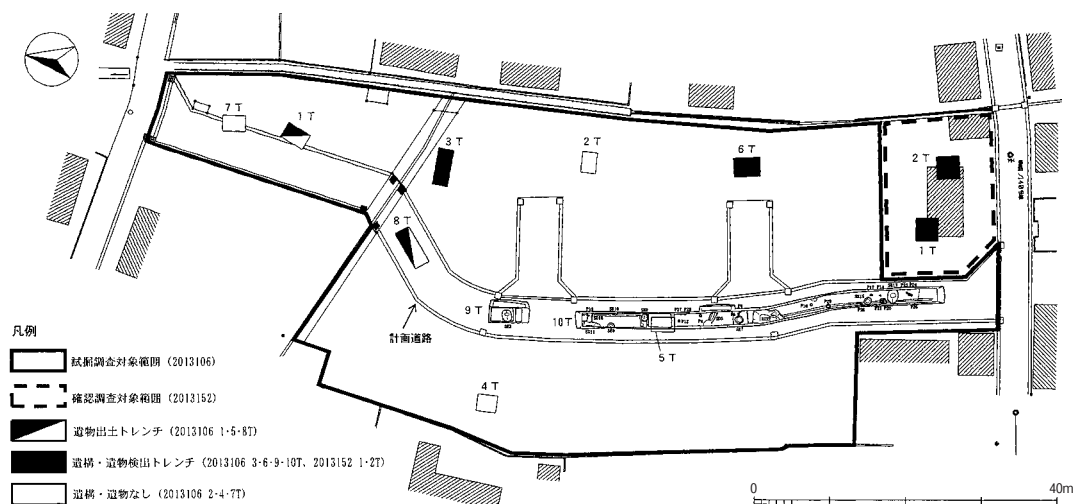


図3 トレンチ位置図 (1/1,000)

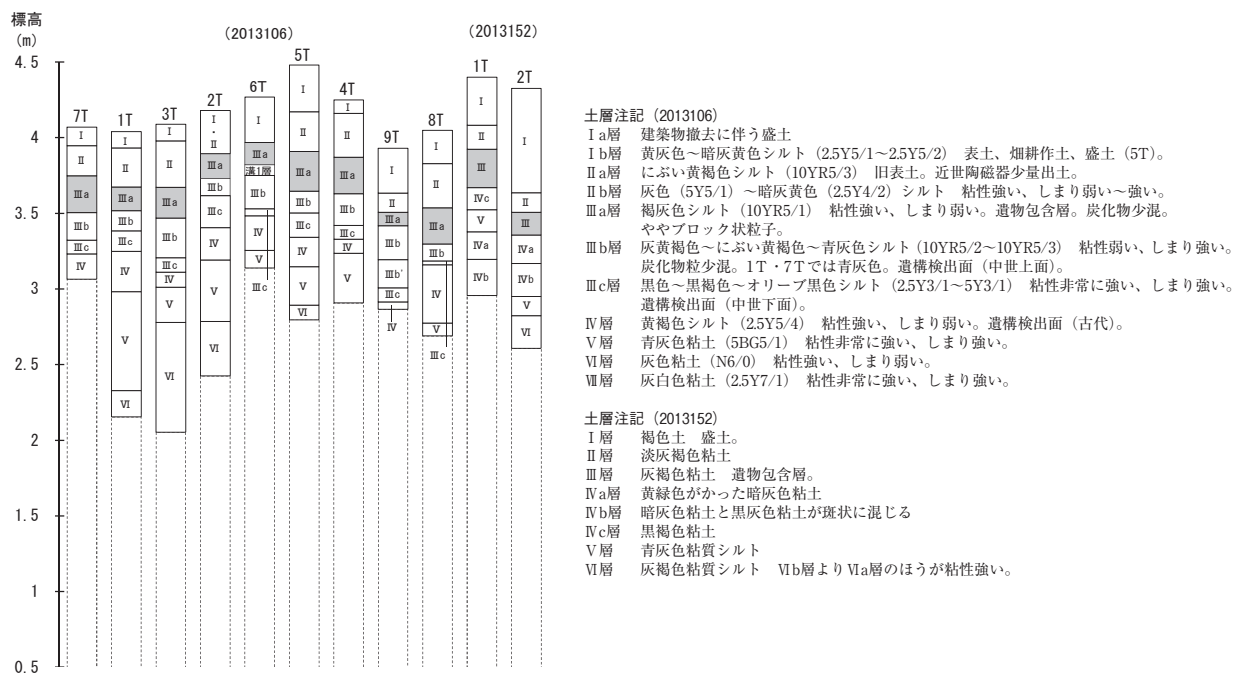


図4 土層柱状図 (1/50)

表1 遺物集計表

第1次調査 (2013106)

トレンチNo.	遺構	土師器	青磁	白磁	珠洲焼	越前焼	北越窯	瓦器	中世土師器	近世以降陶磁器	時期不明陶器	時期不明土器	鍛冶関連遺物	粘土塊	石製品	木製品
1T					1				1	8					1	
2T										5	1			3		
3T			1						1	1						
5T									3	1						
6T		41			3			1	3	3			1		3	
7T										5						
8T		1								1						
9T	SE2				2				2	5						4
10T	SE8								3	15						
10T	SE9					2				2					1	
10T	SE13	17													1	
10T	SK7														1	
10T	SK15								1	1						
10T	SK17														1	
10T	SX22				1				228				1	1	2	
10T	P4	4								1						
10T	P5									1						
10T	P16								5							
10T	P20									1						
10T	カクラン	1							2	7					4	
10T		98	5	1	4		6	5	219	96			1	3	4	
合計		162	6	1	11	2	6	6	473	148	1	1	3	7	14	4

工事立会 (2013250)

トレンチNo.	近世以降陶磁器
合計	21

第2次調査 (2013152)

トレンチNo.	土師器	中世土師器	近世以降陶磁器	石製品
1T	17	3	27	3
2T	2	2	63	2
合計	19	5	90	5

※接合後の破片点数

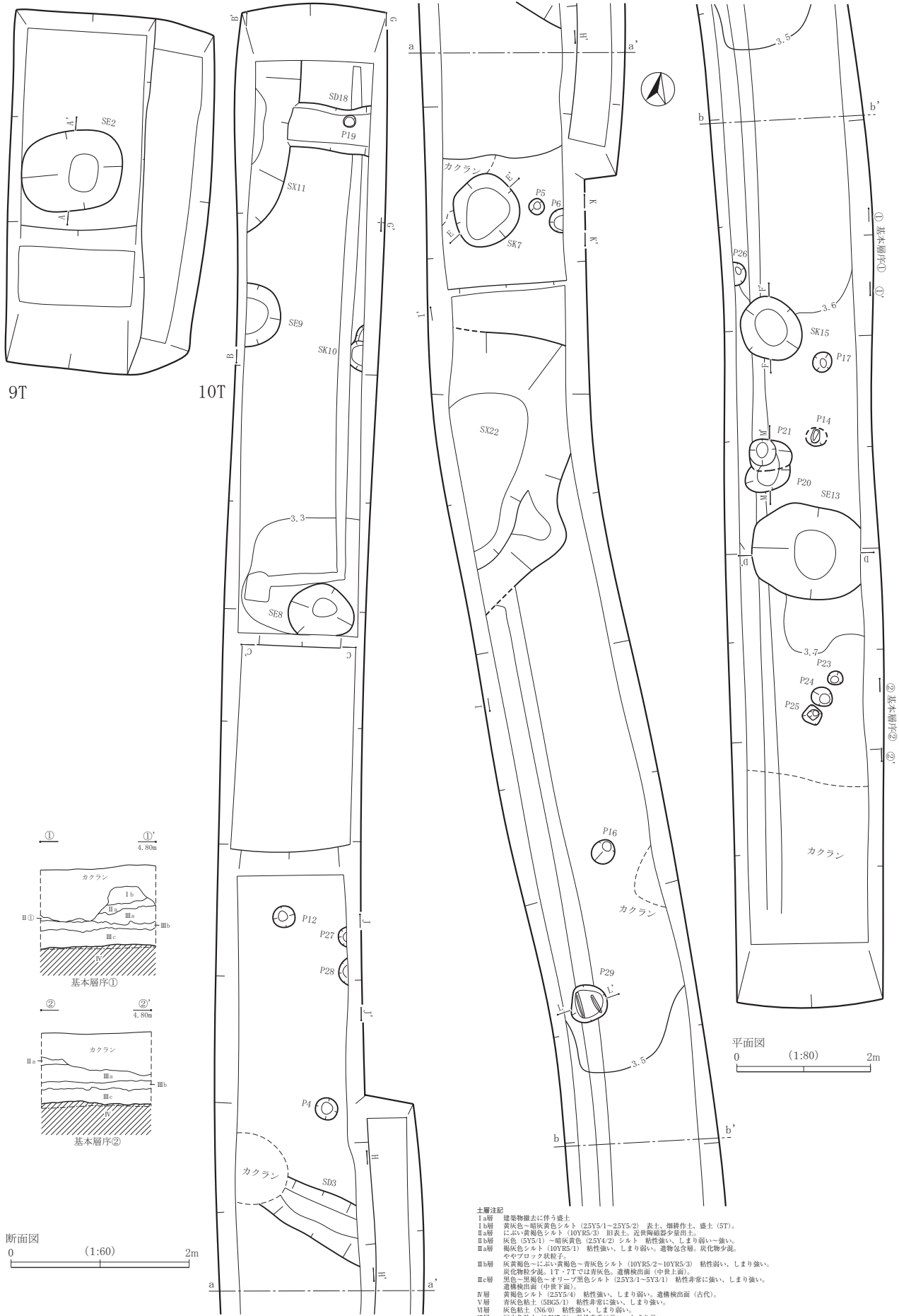


図5 第1次調査9・10T平面図 (1/80)、基本層序断面図 (1/60)



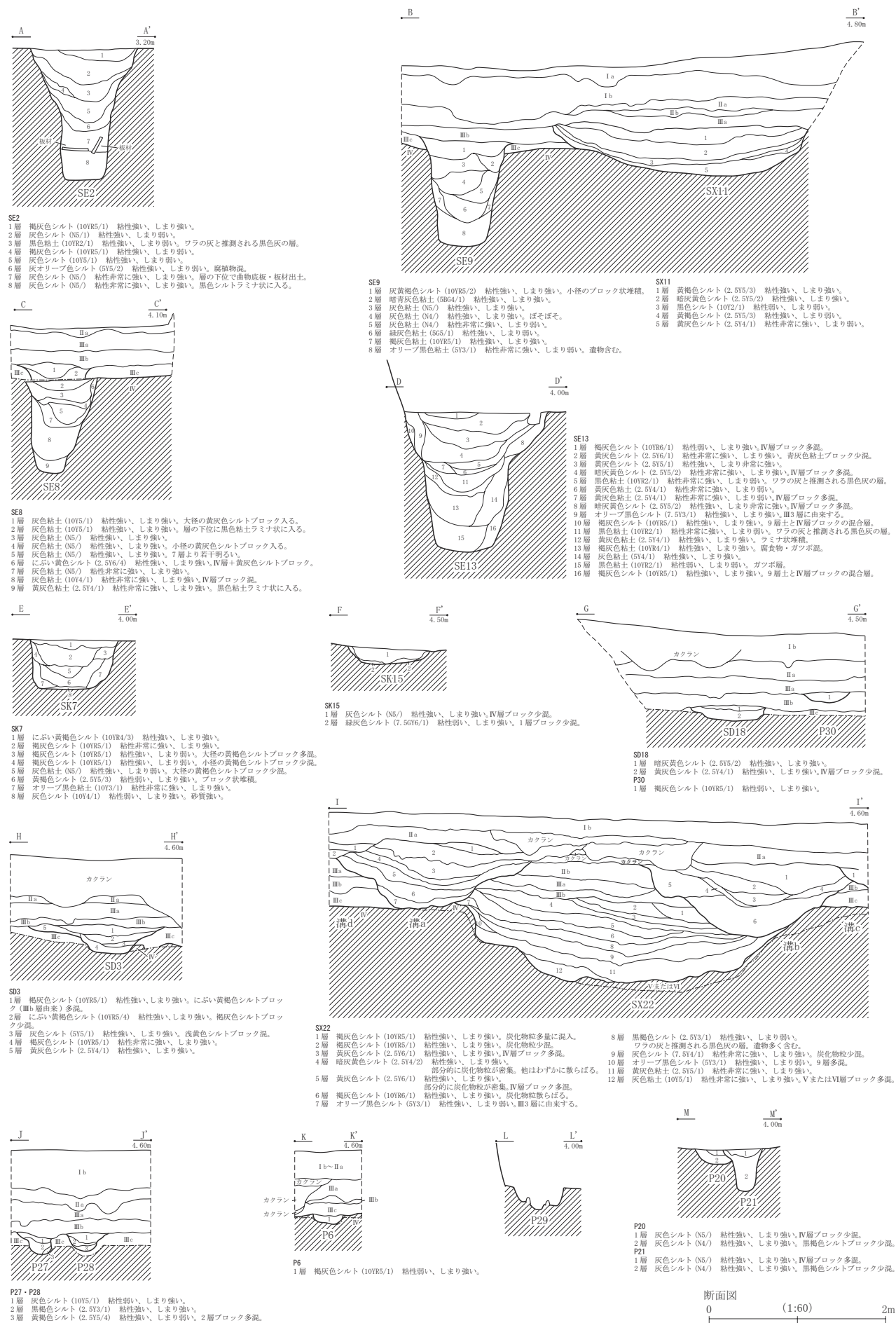


図6 第1次調査9・10T遺構断面図 (1/60)

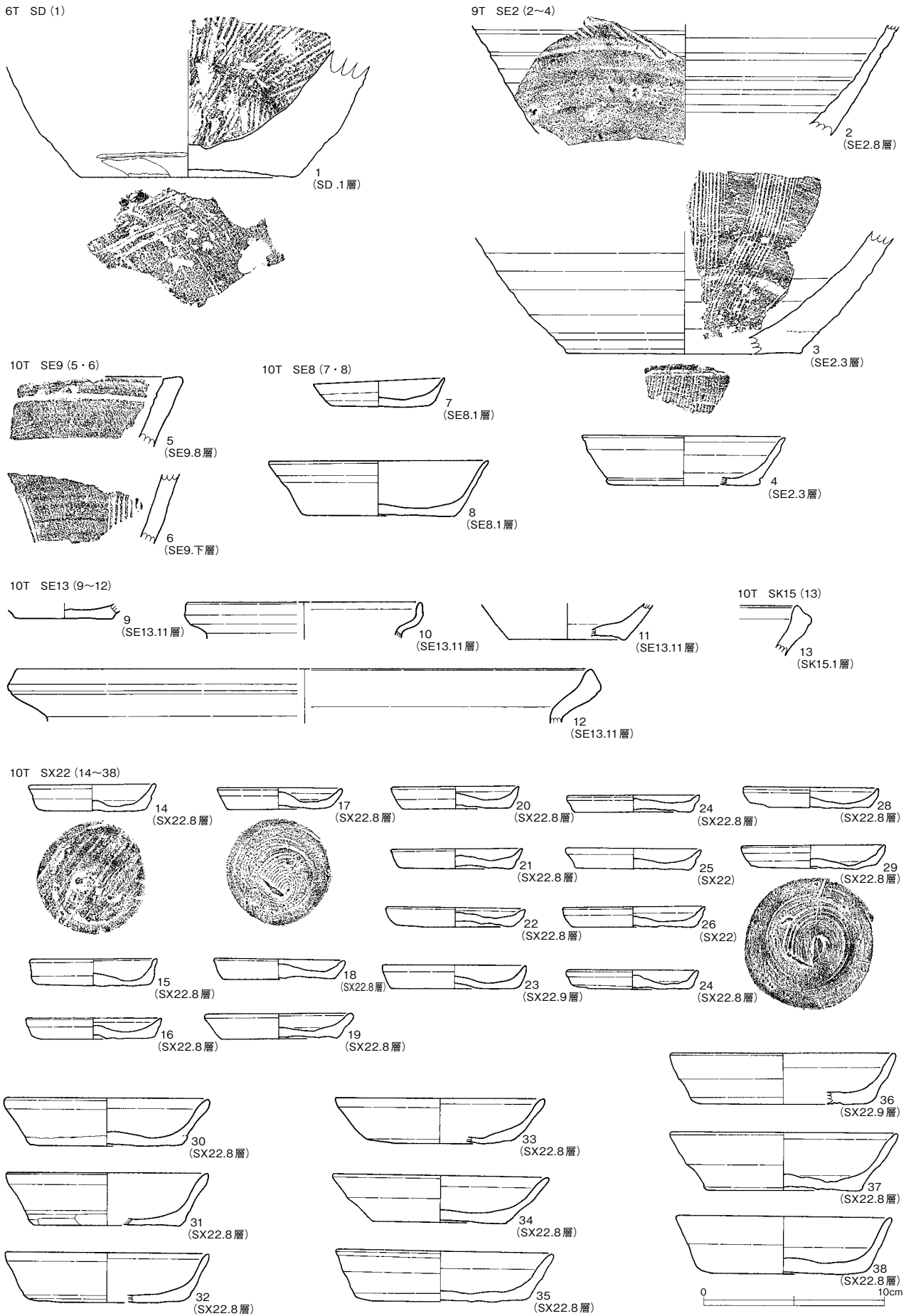


図7 遺物実測図 (1/3)

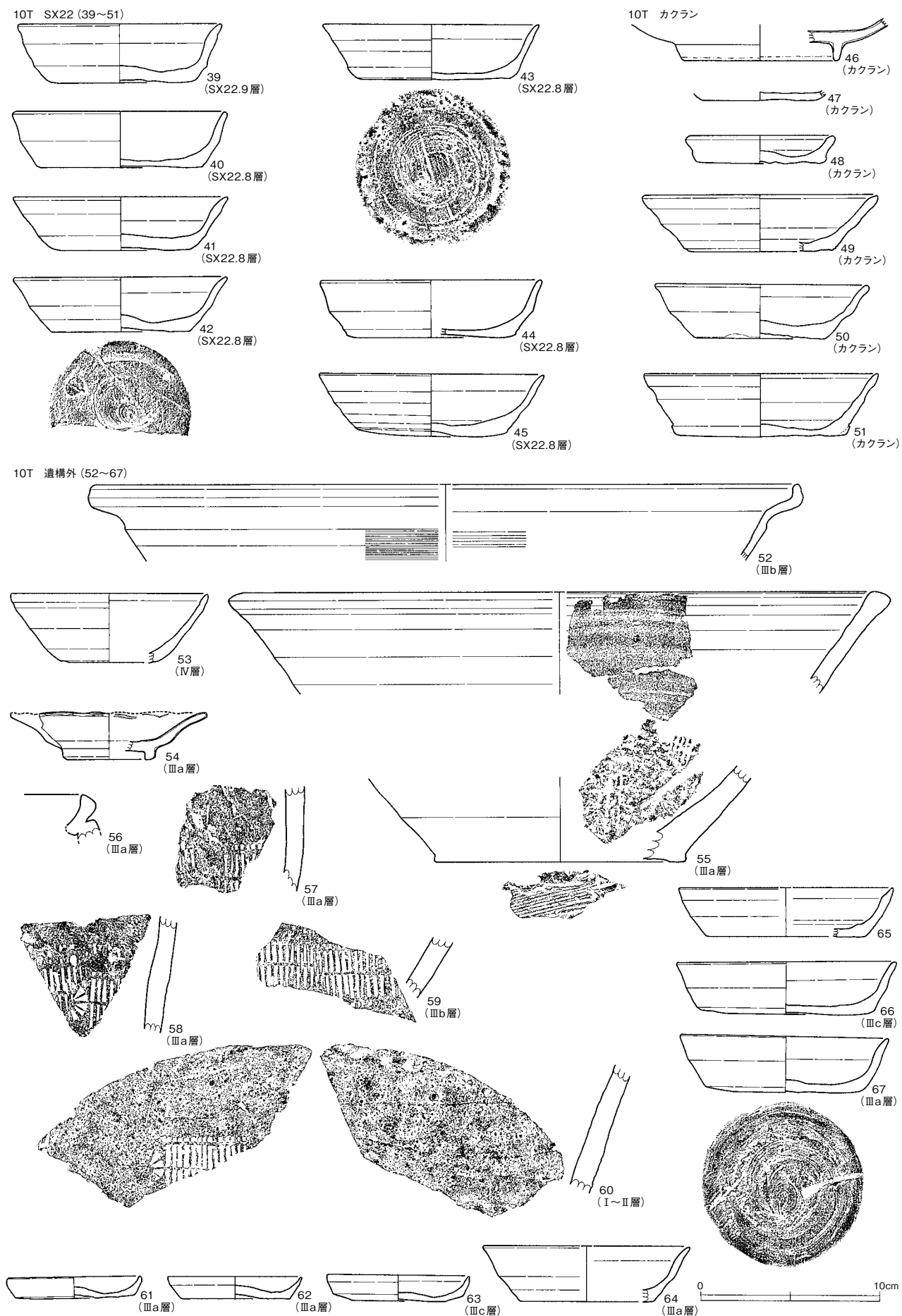
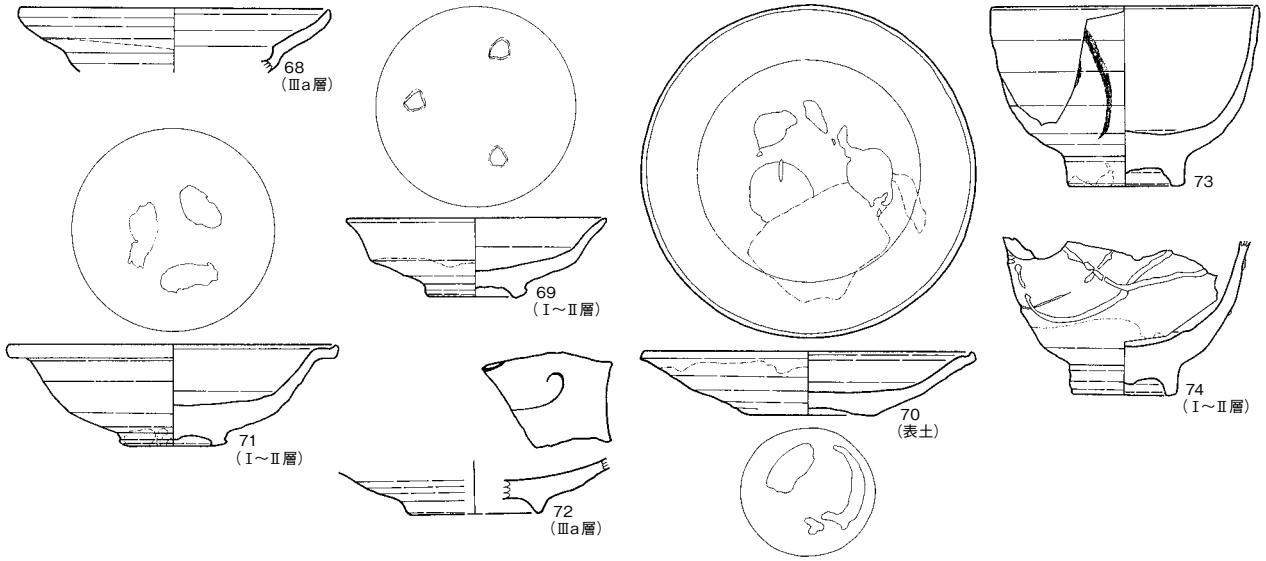
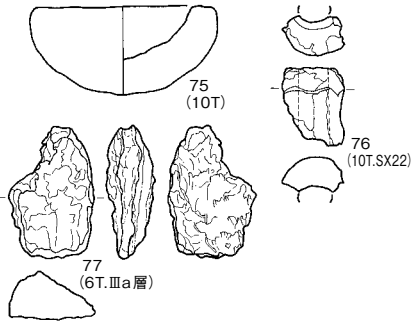


図8 遺物実測図 (1/3)

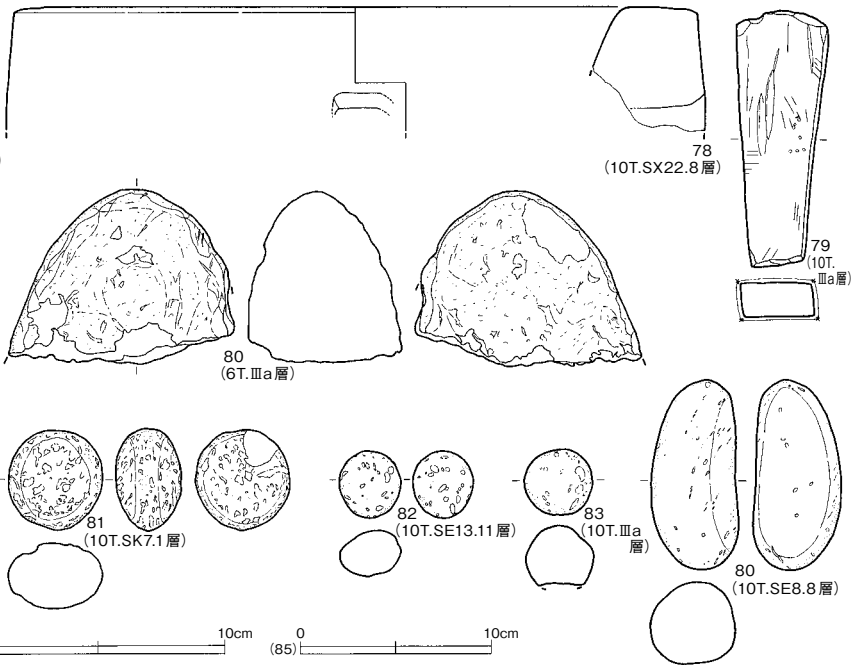
10T 遺構外 (68~74)



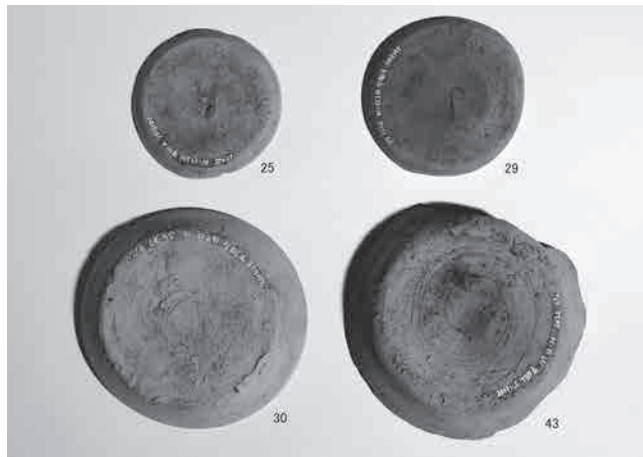
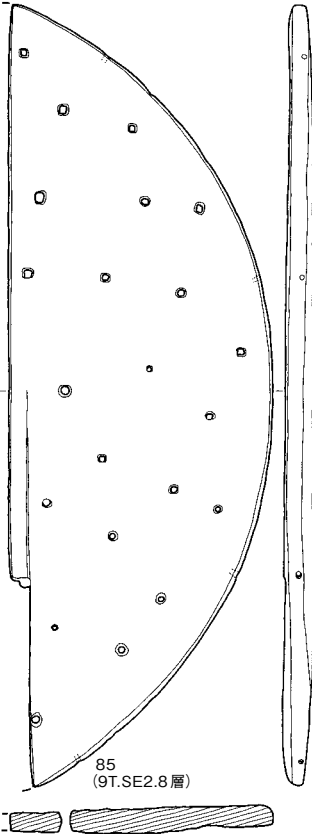
鍛冶関連 (75~77)



石製品 (78~84)



木製品 (85)



左：板状圧痕

右：顕著なヘラの木目

図9 遺物実測図 (1/4・1/3)

